

「理学療法いばらき」編集委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下「本会」という。）学術誌「理学療法いばらき」の編集委員会に関し、必要な事項を定めるものである。

(構成)

第2条 本会学術・教育局の中に、「理学療法いばらき」編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置き、「理学療法いばらき」の企画、編集、発行を行う。

- 2 編集委員会は、編集委員長（以下、「委員長」という。）、編集委員（以下「委員」という。）、編集協力者（以下「協力者」という。）、査読者で構成される。
- 3 委員長は、本会学術・教育局長が兼務する。
- 4 委員は、本会会員のなかから委員長が選任する。
- 5 協力者は、必要に応じて委員長が選任し、編集に協力する。
- 6 査読者は、原則として専門理学療法士取得者若しくはそれに準ずる者の中から委員長が選任する。この場合、委員、協力者及び非会員が査読者となることを妨げない。
- 7 委員長、委員、協力者及び査読者の任期は、理事の任期と同じくし、理事会の承認を得る。ただし、交代期においては、次期委員会が構成されるまでは、前期の委員会が引き続きその任にあたる。

(投稿論文の審査及び刊行)

第3条 投稿論文の審査及び刊行は以下による。

- (1) 投稿論文は、委員長が査読者を指定して審査を依頼する。査読者は著者に対しては匿名とする。査読者は依頼を受けた審査の結果について委員長に報告する。
- (2) 査読者の判定が一致しないときには、委員長と委員の協議により採否を決定することとし、必要ある場合には委員会の審議に付する。

(転載の申請及び許諾)

第4条 「理学療法いばらき」に掲載された論文・図表等の転載を希望する者（以下「申請者」という。）は、別紙申請書により、委員長に申請しなければならない。

- 2 委員長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し適当と判断したときは、別紙により許諾するものとする。
- 3 前項により許可した場合には、委員長は委員に報告するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(附則)

第6条 この規程は、平成27年11月19日から施行する。